

旭川市地域公共交通会議設置要綱 新旧対照表（案）

（平成 28 年 4 月 1 日改正）

改 正（新）	現 行（旧）
第 4 条 2 会長は、旭川市の職員の中から<u>地域振興部長の職にある者</u>を充て、交通会議を代表し、会務を総括する。 第 5 条 8 やむを得ない事情により会長が議長を務められない場合は、会長の指名を受けた者が議長を務める。 第 10 条 2 事務局は旭川市<u>地域振興部都市計画課</u>に置く。 附則 <u>この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</u>	第 4 条 2 会長は、旭川市の職員の中から<u>これ</u>を充て、交通会議を代表し、会務を総括する。 【追加】 第 10 条 2 事務局は旭川市<u>総合政策部政策推進課</u>に置く。 附則 【追加】